

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）	京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）
<p>(特定事業者)</p> <p>第3条</p> <p>2 条例第2条第1項第6号イに規定する別に定める台数は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる台数とする。</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車並びに同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業（以下「特定旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車のうち道路運送法第3条に規定する大型自動車又は中型自動車 <u>100台</u></p> <p>(3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車、特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち道路運送法第3条に規定する <u>普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び道路運送法第21条第2号の規定による許可を受けた同法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送の用に供する自動車のうち普通自動車 150台</u></p> <p>(温室効果ガスを排出しない新車等の購入等)</p> <p>第8条</p> <p>5 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガス（以下「自動車排出ガス」という。）の排出の抑制に資するものをいう。以下同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第3条</p> <p>2 条例第2条第1項第6号イに規定する別に定める台数は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる台数とする。</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車並びに同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業（以下「特定旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車のうち道路運送法第3条に規定する大型自動車、<u>中型自動車及び準中型自動車（車両総重量が5トン以上のもの又は最大積載量が3トン以上のものに限る。） 100台</u></p> <p>(3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車、特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち道路運送法第3条に規定する <u>準中型自動車（車両総重量が5トン未満で、かつ、最大積載量が3トン未満のものに限る。）及び普通自動車（以下「準中型自動車等」という。）並びに道路運送法第21条第2号の規定による許可を受けた同法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送の用に供する自動車のうち準中型自動車等 150台</u></p> <p>(温室効果ガスを排出しない新車等の購入等)</p> <p>第8条</p> <p>5 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガス（以下「自動車排出ガス」という。）の排出の抑制に資するものをいう。以下同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの</p>

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）	京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）
<p>(特定排出機器)</p> <p>第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。</p> <p>(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（以下「省エネルギー令」という。）<u>第21条第2号</u>に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの</p> <p>(2) 省エネルギー令<u>第21条第3号</u>に掲げる蛍光灯のみを主光源とする照明器具</p> <p>(3) 省エネルギー令<u>第21条第4号</u>に掲げるテレビジョン受信機</p> <p>(4) 省エネルギー令<u>第21条第10号</u>に掲げる電気冷蔵庫</p> <p>(5) 省エネルギー令<u>第21条第16号</u>に掲げる電気便座</p> <p>(特定建築物における地域産木材の利用量)</p> <p>第23条 条例第40条に規定する別に定める量は、特定建築物の居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる居室以外のものの床面積の平方根の合計に100分の1平方メートルを乗じて得た量とする。</p> <p>(1) 建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物の居室であって、建築基準法施行令<u>第129条第2項</u>、第3項、第5項又は第6項の規定により当該居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同条第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならないもの</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年9月30日規則第72号）</p> <p>この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年9月28日規則第38号）</p> <p>この規則は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年6月1日規則第11号）</p> <p>この規則は、平成19年6月2日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年3月31日規則第99号）</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月19日規則第78号）</p>	<p>(特定排出機器)</p> <p>第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。</p> <p>(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（以下「省エネルギー令」という。）<u>第15条第2号</u>に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの</p> <p>(2) 省エネルギー令<u>第15条第3号</u>に掲げる蛍光灯のみを主光源とする照明器具</p> <p>(3) 省エネルギー令<u>第15条第4号</u>に掲げるテレビジョン受信機</p> <p>(4) 省エネルギー令<u>第15条第10号</u>に掲げる電気冷蔵庫</p> <p>(5) 省エネルギー令<u>第15条第16号</u>に掲げる電気便座</p> <p>(特定建築物における地域産木材の利用量)</p> <p>第23条 条例第40条に規定する別に定める量は、特定建築物の居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる居室以外のものの床面積の平方根の合計に100分の1平方メートルを乗じて得た量とする。</p> <p>(1) 建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物の居室であって、建築基準法施行令<u>第128条の5第2項</u>、第3項、第5項又は第6項の規定により当該居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同条第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならないもの</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年9月30日規則第72号）</p> <p>この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年9月28日規則第38号）</p> <p>この規則は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年6月1日規則第11号）</p> <p>この規則は、平成19年6月2日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年3月31日規則第99号）</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月19日規則第78号）</p>

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）	京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）
<p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月31日規則第128号）</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月22日規則第57号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>（適用区分）</p> <p>2 この規則による改正後の京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第18条の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第19条第1項に規定する日が到来する建築物について適用し、同日前に同項に規定する日が到来した建築物については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の規則第20条の規定は、この規則の施行の日以後に建築物排出量削減計画書を提出する者について適用し、同日前に建築物排出量削減計画書を提出した者については、なお従前の例による。</p> <p>（経過措置）</p> <p>4 京都市地球温暖化対策条例附則第4項後段に規定する別に定める日は、平成24年4月30日とする。</p> <p>附 則（平成25年3月29日規則第100号）</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月25日規則第180号）</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日規則第129号）</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月31日規則第128号）</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月22日規則第57号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>（適用区分）</p> <p>2 この規則による改正後の京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第18条の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第19条第1項に規定する日が到来する建築物について適用し、同日前に同項に規定する日が到来した建築物については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の規則第20条の規定は、この規則の施行の日以後に建築物排出量削減計画書を提出する者について適用し、同日前に建築物排出量削減計画書を提出した者については、なお従前の例による。</p> <p>（経過措置）</p> <p>4 京都市地球温暖化対策条例附則第4項後段に規定する別に定める日は、平成24年4月30日とする。</p> <p>附 則（平成25年3月29日規則第100号）</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月25日規則第180号）</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日規則第129号）</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成29年3月10日規則第38号）</u></p> <p><u>この規則中第3条の改正規定は平成29年3月12日から、第8条、第2号様式及び第3号様式の改正規定は大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日から、第9条の改正規定は平成29年4月1日から、その他の改正規定は平成29年3月10日から施行する。</u></p>

## 京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）

## 京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）

## 別表（第29条関係）

区分	緑化施設の面積
地上部	次に掲げる算式により算定した面積のうち、いずれか小さい面積以上 (1) $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.15$ (2) $(\text{敷地面積} - \text{敷地面積} \times \text{法定建ぺい率} \times 0.8) \times 0.15$
建築物の屋上等	屋上面積の20パーセント以上

備考1 「地上部」とは、建築物の敷地のうち、当該建築物（建築基準法第2条第1項第1号に規定する屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）の存する部分以外の部分をいう。

2 敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによる。

3 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによる。

## 別表（第29条関係）

区分	緑化施設の面積
地上部	次に掲げる算式により算定した面積のうち、いずれか小さい面積以上 (1) $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.15$ (2) $(\text{敷地面積} - \text{敷地面積} \times \text{法定建ぺい率} \times 0.8) \times 0.15$
建築物の屋上等	屋上面積の20パーセント以上

備考1 「地上部」とは、建築物の敷地のうち、当該建築物（建築基準法第2条第1号に規定する屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）の存する部分以外の部分をいう。

2 敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによる。

3 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによる。

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）

第2号様式（第8条関係）

新車導入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	( )年度	( )年度	( )年度	合 計
		賃 借	台	台	台	台
燃料電池自動車の台数	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
合 計 台 数 ①		台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
合 計 台 数 ②		台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		台	台	台	台	台
購入等をした新車の合計台数④		台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」という。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

第2号様式（第8条関係）

新車導入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	( )年度	( )年度	( )年度	合 計
		賃 借	台	台	台	台
燃料電池自動車の台数	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
合 計 台 数 ①		台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
合 計 台 数 ②		台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		台	台	台	台	台
購入等をした新車の合計台数④		台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」という。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）	京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）
<p>4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。）をいいます。</p> <p>(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの</p> <p>5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。</p> <p>6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。</p>	<p>4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。）をいいます。</p> <p>(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの</p> <p>5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。</p> <p>6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。</p>

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）

第3号様式（第13条関係）

第3号様式（第13条関係）

新車販売実績報告書

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	年月日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

(宛先) 京都市長	年月日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	台
		燃料電池自動車②	台
		合計③（①＋②）	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	台
		合計⑦（④＋⑤＋⑥）	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧	台	
	合計（③＋⑦＋⑧）	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	キロメートル
		④及び⑥の自動車を併せた燃料消費効率	キロメートル

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	台
		燃料電池自動車②	台
		合計③（①＋②）	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	台
		合計⑦（④＋⑤＋⑥）	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧	台	
	合計（③＋⑦＋⑧）	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	キロメートル
		④及び⑥の自動車を併せた燃料消費効率	キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。）をいいます。

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）	京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）
<p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの</p> <p>2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。</p> <p>3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。</p> <p>4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。</p>	<p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの</p> <p>2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。</p> <p>3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。</p> <p>4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。</p>